

京都市消防局告示第5号

平成4年8月6日京都市消防局告示第3号の一部を次のように改めます。

平成24年11月30日

京都市消防局長 長谷川 純

前文中「第9条第2項、第9条の2第2項」を「第9条、第9条の2」に改め、「第12条第3項」の右に「第12条の2第2項」を加え、「平成4年9月1日」を「平成24年12月1日」に改める。

1中「第9条第2項」を「第9条」に、「第9条の2第2項」を「第9条の2」に改める。

2中「第12条第3項」の右に「第12条の2第2項」を加え、「社団法人日本内燃力発電設備協会」を「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」に、「社団法人電池工業会」を「一般社団法人電池工業会」に、「社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人全日本ネオン協会」に改める。

(消防局 予防部)